

景観を哲学する

昨年末の十二月十七日に、「景観緑三法」（正確には「景観法」「景観法の整備等に関する法律」「都市緑地保全法改正」の三つの法律の総称）が施行された。これは都市や農山漁村等における良好な景観の形成を目指して、条例の整備や補助金などの支援を行うという、日本で初めての景観についての総合的な法律である。

この景観緑三法が施行されることによって、各地方自治体（景観行政団体）が独自に「景観計画区域」や、都市計画区域内に「景観地区」を定めることができ、建築物の形態意匠や高さなどを制度的に規制することができるようになった。また、この規制に違反した場合は、市町村長の命令により施工の停止などを命じることができる。

また、住環境としての景観の管理については、その地域の土地所有者、企業、NPO、自治体などが、それぞれ資金、労力、制度などの面で協力し合い、その縁に適した多種多様な維持管理を行うことが可能になった。このように、日本の最近の法律にしては珍しく、税制優遇や罰則強化を強く打ち出し、景観の保護を進めているのだが、実はこれには訛がある。

二〇〇三年四月に発表された内閣府の「観光立国懇談会報告書」の中で、「日本人の海外への旅行者数が約

1,600万人であるのに對し、日本への外国人旅行者数は約500万人にとどまっており、極めてアンバランスな状態にある。」という答申が出された。（第一位のフランスのわずか16分の1に止まっている）なぜ景観保護と觀光立国が結びつくのかといえば、觀光収入の落ち込みが国内経済の停滞を招くという、日本政府の焦りが背景にあるからだ。

報告書は続けて「觀光の革新を推進することで、日本全体の、そしてそれぞれの地方の「光」が輝きを増し、社会が活性化していく」ことが必要だと言う。「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を目指すこと。これこそが日本が觀光立国になっていく道だという訳だ。

事実、この報告書が出された三ヶ月後の七月に国土交通省が「美しい国づくり施策大綱」を策定し、景観を重視した国づくりを提唱すると、半年後の昨年二月には景観緑三法が閣議決定され、ついに法案の提出に至つたのである。

このように小泉内閣の「公約」である地方分権と、経済主義丸出しの觀光収入の増加がこの「景観緑三法」成立の柱であると言えるのだが、役所の縦割り行政のことく、公共工事一本やりの「街づくり」を見直し、たとえ理念ではあっても企業・市民・自治体が協同して「街づくり」を考えいくきっかけになれば、それはそれで意義のあることだと思う。

誰のための景観なのか

それでは、ここで日本の景観に即した歩みを少し検証してみたい。

一九二〇年代（大正末期から昭和初期にかけて）、東京や大阪などを中心に都市公園が次々と新設され、景観的にも優れた並木道が多く作られた。しかし四五年の第一次世界大戦敗戦で日本は壊滅的な被害を受け、ゼロからの復興を強いられるようになる。

その後六〇年代、いわゆる「高度成長」で、急激な都市化と宅地造成が大都市圏で進行し、その際形成された市街地は乱開発によりスプロール（市街地が虫食い状に、無計画・無秩序に広がる現象）を呈した。

そのような中で六六年には鎌倉や京都などで、宅地開発による歴史的な景観と緑の喪失に危機感を抱いた市民運動が契機となり、古都保存法が制定され、古都指定が実現した。また六八年には、都市計画法制定による土地利用コントロール（線引き制度、開発許可制度）が導入され、一定の規制が設けられるようになった。

そして現在、全国で景観条例を有する自治体の数は五百を超し、都市緑化に熱心な自治体も増えている。学校のグラウンドを芝生で覆い、屋上緑化に補助金を出すなんて例もあちこちで聞くようになった。景観権を焦点に争われた裁判で、商業利用のマンション建設にストップが掛かった。物質的豊かさに変わる豊かさに私達が気付きはじめてきたことは確かな事だろう。

しかしそれを取り巻く環境、すなわち従来の自治体の景観条例や景観政策では、市街地の緑やたたずまいを含めた街並み全体の品格を高めることはできなかつた。先のスプロールなどはその典型であるが、その地域と共に

通な「都市計画」が策定されていないことが問題だったのだ。

その意味で、日本の都市に氾濫する巨大な看板や広告は、果たして景観として「街並みの品格」を高めているのだろうか。

一九四九年（昭和二十四年）に制定された「屋外広告物法」では街の美観の維持と危害防止のみを趣旨としていた。今回「景観緑三法」の成立によって景観重要建造物等への広告物の表示を禁止することができる旨など改正された訳だが、「美観風致」という基本的な骨子は変わっていない。その点、たとえばアメリカのボストンでは市内すべての看板について大きさ・色彩・形態などが定められていて、特に住宅地では原則として住所・名前以外の表示は許可されていないという。さらに日本と違う点は、この条例が強制力をもつていて違反看板の撤去が敢然と行われ、罰金が科せられることである。

多少話がそれるが、最近の看板の巨大化というのは、単にコマーシャリズムという問題だけではなくて、「車社会」への移行が関わっているのだという。（『景観のグランドデザイン』共立出版 中越信和編）高速で走行中のドライバーが目視することを想定して、視認性から必然的に巨大で閃光を放ち、色彩の派手なものが多用されるのだ。

世界の中の日本は「車」依存症である。大企業である自動車産業育成のため、公共交通機関の整備を怠る一方で、道路の整備に莫大な予算をつぎ込むという構造が、車を持たなければ生活できない都市を作り出す。環境大国ドイツでは、「パークアンドライド」と呼ばれる公共交通機関の都心への乗り入れによって、マイカーの都心への乗り入れを押さえることに成功している。この発想の差が民度の差というものなのであろうか。

まあ、戦後六〇年たらずの復興都市と、三百年以上の歴史的都市を引き合いに出して比べることに意味はないと思うが。

ちなみに、もともと「城壁都市」として成立した西欧では、街ぐるみが「城塞」であった。その点日本の「城下町」は所詮城の「燃え草」であり、戦火の後は「自己責任」で修復しなければならない宿命であったので、「街並み」に対する考え方も自ずと変わつてくるのである。

それはともかく、今回「景観緑三法」が制定された結果、法的拘束力のない自治体の景観条例ではなく、国の法律によって裏付けされた法的規制力にもとづく景観条例や景観計画が可能となつた。従来の景観政策に欠けていた総合的な「都市計画」に、市民や行政が一体となって参画できるようになったことは大きな成果である。このように、制度としての景観については、糾余曲折はあるものの、守るべき対象として認識してきたといえる。それを踏まえ、次に景観の意味（主に意味作用）について検証してみたい。

景観の意味

近年、コンクリートの護岸を意図的に外して、自然の景観を再現する工事があちこちで行われている。蛇行する川の流れや、中州に生える雑草が緩衝作用となつて河川の氾濫を防ぐという訳だ。また景観としても、三面護岸の溝よりはずつと川らしい趣がある。

「ビオトープ工法」と呼ばれるこの工事は、自然破壊が叫ばれて久しい大量生産・大量消費型社会にあって、ようやく重い腰を上げた行政の環境保護に向けた取り組みである。しかしその反面で、経済合理主義を優先さ

せ、かけがえの無い自然を破壊して繰り返される公共工事の数々は、そういった淡い期待を見事に裏切ってくれる。

週末など行楽客で賑わう、東京の高尾山に計画された「圈央道」の建設も、そんな自然に対する無知な破壊行為だ。自然と人間との共生が叫ばれ、環境倫理の実践が試されている今だからこそ、このような行政主導の開発の見直しが求められているのではないか。

万葉集などでも有名な景勝地である和歌浦で、一九八八年「不老橋」という江戸時代からの太鼓橋の真横に、鉄筋・コンクリート製の県道「あしひ橋」の建設が計画され、反対する文化人や地域住民によって「景観保護」を巡って裁判が起こった。

また、東京の国立市ではJR国立駅南口に広がる、通称「大学通り」周辺の町並み景観の保護を求めて、高層建築の差し止めなど、国立市の都市計画の見直しを迫る裁判が行われ、先述したように原告勝訴の画期的な判決が出された。

このように、裁判の場で景勝地や昔ながらの町並みを守るというのは、権利の体系の中での伝統や文化の継承というだけではなくて、「景観」という、ただ視覚的な風景の保持というものにとどまらない意味に価値があるからなのだ。

そこで取り上げられているのが「景観生態学」という発想である。この学問は、当初地理学や造園学などの研究分野として始まり、最近では環境保護の視点から、前述の「ビオトープ工法」や土地利用計画の策定。あるいは農村整備計画の実践に応用されるなど、次第にその地歩を築きつつあると言われている。

ともあれ、環境保護を運動として展開していく上で、理論的にも、あるいはまた実践的にも一つの指標となるのかという可能性も含めて、ここで取り上げてみる意味はあるのではないかと思う。

風景を関係主義的に捉える

景観生態学（Landscape Ecology）という造語は、もともとドイツ人の地理学者であるカール・トロールによって導入された。彼はこの新しい分野を地理学と生態学（生物学）の融合した領域として描いている。

景観生態学は植物、動物、人間によって構成される景観もしくは地表における空間的時間的現象を研究することを目的としており、様々な周辺の領域と関係を持つ総合的な学問として特徴づけられる。特に気象、地質、地形、土壤、水系、植性に関する研究、またそれらと土地利用などの人間－社会との関係についての研究を行うのがその目的となっている。

生物学の領域では、同種の個体の集まりを「個体群」。個体群の集まりが「群集」。そして群集が構成する一つの環境単位を「生態系」と言うが、生態系は生物だけではなく、他の無機的な環境要素（地質・水・土壤・気候など）をも含む。そして、通常はこの「生態系」よりももう一つ上のレベル、すなわち様々な生態系の集合体を「景観」と呼ぶ。

景観を形成する要因は、大きく分けて地形・地質・土壤などの無機的なもの（フィジオトープ phisiotope）と、植生のような生物的なもの（ビオトープ biotope）があり、これに人間の社会経済的な要因（土地利用とか歴史、人口分布など）を加える場合もある。

このそれぞれの要因を地図上（この地図を主題図と言う）に示すと、例えば地質なら異なる地質要素の境界線を引くことが出来る。人口のように一見地図上に表せないように見えるものでも、市町村別人口密度のよう

にしてやると境界線を引くことが出来る。

このように、ある地域の全てのファジオトープやビオトープについて地図上に境界線として表現して、その地図を重ね合わせ、この境界線が重なり合って大小のパッチがモザイク状に区分された図を「エコトープ図」と呼び、この地図の中のパッチひとつひとつがエコトープ（景観要素）と呼ばれる。

分かり易く「車」を例にとってみよう。車は、ボディ・タイヤ・エンジン・スイッチ・配線など様々な部品で出来ている。車という名前で呼ばれている物質はこれらの組み合わせで出来ている。そして既にどんな形の何があるのかと言つては、その車の「構造(structure)」を指している。車はその「構造」を持つがゆえに、「エンジンを動かして駆動する」という「機能(function)」を持つ。

景観も同じで、エコトープがどんな形でどんな組み合わせで既ににあるのか、というのがそこの「景観構造 landscape structure」になる。ただ車と違つて景観の持つ「機能」は解つていないので、構造を解析することによって、その景観がどういう機能を持つかを推定し、事例によつて検証していくのである。

そして、もう一つの重要なキーワードが「変化(change)」。

自然界はそれ自体がダイナミックに動いてゐる。川などは毎日刻々と姿を変えるし、一見動かないように見える山でも、長い時間で見れば浸食されたり隆起したりと変化を繰り返してゐる。つまり「構造」が変わるのである。そして構造が変化すると、当然そのものの持つてゐた機能も変化する。そしてその機能の変化が新たに構造の変化をもたらすという訳である。

例えばある川の砂州が生成したり消滅したりする時にかかる時間は、数年から数ヶ月という、自然界で見れば比較的短いものである。しかし同じ川で生じる現象でも、河口のデルタ（三角州）が出来ていく過程というのは何百年、何千年の単位になる。これを現象の時間スケール(temporal scale)と言つ。

また、一つの砂州の大きさはせいぜい数メートルから数十メートル。しかし河口の三角州の広さは数十メートルから大きなものは数十キロメートルにも及ぶ。このように、現象が起きる範囲の違いを空間スケール(spatial scale)と言ふ。

景観生態学では、解明しようとする現象がどのくらいの時空間スケールで起ころるものなのかを考慮することが非常に重要なとなる。ある場所で「十メートル四方くらいの砂州が川の中に生成する」という現象を観察することを考えた場合。数日間観察しても、その現象を明らかにすることは出来ず、また逆に、五十年前の砂州の写真と、今の砂州の写真を見比べたとしても、それはすでに同一の砂州ではないので、やはりその砂州の生成と消滅の姿を追うことは出来ない。

トロールは、自身の研究テーマを「生物共同体と環境条件との間において、総合的で、しかも一定の空間単位内で支配している複合的な作用構造の研究」と定義している。ある森林風景で、ある種の樹木が相関的に景観像を現す場合、その場の気候や地形、土壤、地下水などの地因子の相互作用、あるいは遷移の時間的経過、人間の関与の度合いなどが総合された結果としての像であるということだ。

ここで言われる遷移(サクセッション)というのは主体と環境との相互作用の結果がつもりつもって、前の生活様式ではおさまりきれなくなつて、つきの生活様式にうつるという現象である。この理論は、アメリカの生態学者クレメンツによって提唱されたものだ。

簡単にまとめよう。景観というのは、エコトープという地域単位にある生物のすべてと、それらの生活基盤となる岩石・土壤・水系・大気・生物などの環境要素と、時間的・空間的スケールをひとまとめていた系である。そこにすむ生物は他の生物とともに環境を形成し、微妙なバランスを保っている。そのため景観の一部に変化を加えられると、その波及効果は測り知れない影響があるということである。

ここで考えたいのは、東北の世界遺産となっている「白神山地」保護の問題や、映画「もののけ姫」で描かれた「原生自然景観」と「人工的自然景観」（いわゆる里山）の問題である。「神聖な」という装飾は無用であるが、そもそも「人為的な改変を加えない」原生自然なるものが存在しうるのかと言えば、この景観生態学的に見て、あり得ないと言う以外ない。いや、そもそもそのような分類は意味がないのである。なぜならば気候や地質など三次元的空间単位で刻々と変化する景観を至上の価値とすることなどできないからだ。

森では樹木を生産者とし、それを食べる動物を第一次消費者、それを食う動物を第二次消費者、更にそれを食う動物を第三次消費者とする。菌類は生物の生産した物質の分解者となって、森の中での資源のリサイクルに貢献している。まさに「種の多様性」そのものである。

また、手つかずの自然の隣で近代的な人間の生活が営まれるというのは、連続した大気空間で共存している以上論理矛盾になる。ダイオキシンだって降り注いでいるかもしれない。だから様々な要因による変化を受けながら存在するのが自然景観の姿であり、そのことが生物の多様性を維持し、また人間生活に対してもアメニティ（快適環境）を提供しているのである。むしろ快適環境を提供してくれる景観に敬意をもって、それを保護していく関係に入らなければならぬ。当然ながら、開発などによって総体のバランスが崩れれば、微妙なバランスで成り立つエコトープに甚大な影響が及ぼされることは明らかなのだから。

高尾山景観訴訟の現場から

日本の裁判は、刑事・民事とも原告—被告との利害関係において判決が下されることが多く、自然環境の保護というそれ自体原告特定が曖昧な対象に権利を与える機会は、今までほとんど事例が無い。

その意味で高尾山を原告に含める裁判は、自然の権利を日本の司法がどこまで認めるのかという意味で、今後の自然保護をめぐる運動の流れを、変えるものとして期待されている。理論の実践化という意味合いを含めて、この高尾の問題をとりあげる。

まず高尾山という「景観」を複合的に構成している構造を見てみると、都心から電車でわずか四十分の距離に位置するこの山は、約五百九十九メートルの風光明媚な「都民の憩い」の場だ。周囲が原生林に近い森林で覆われていて、標高が低いにもかかわらず、ブナの大木が八十本、イヌブナが約八百本も群生している。ここでは冷温帯と暖温帯の樹木が住み分けており、千三百種以上の質・量ともに豊富な植物相が形成されている。

この植物の多様性を受けて野鳥・昆虫なども多様に存在し、特に高尾のムササビは、森のシンボル的な存在として有名である。さらに、頂上近くには、奈良時代に行基が開いた真言宗別格大本山薬王院有喜寺があり、関東一円の信仰の中心となっている。

このような自然と親和的で、豊かな動植物の共生が図られている場所に、圈央道建設が発表されたのは一九八四年八月。渋滞緩和への期待を背景に進められていったものである。

計画によれば、高尾山における圈央道工事は、八王子城跡（高尾山の北側に位置し、滝山城主北条氏照（一

五四〇（九〇）が天正年間に深沢山を本体にして築いた新城で、小田原城とともに戦国時代最大規模の城域を持つている。）の下を直径約十メートル、全長約二・四キロメートルに及ぶ二本のトンネルが掘られるというものだ。

この八王子城跡トンネルと高尾山トンネルとの間は地上約六十メートル、長さ約四百二十メートルの二本の橋梁が、間隔約四十メートルの巨大な橋梁を形成する。

いくら高尾山の生物の種類が多いと言つても個体数はわずかなものであり、植物の場合一本から数本しかないものも多い。それだけ希少種が多いことを意味している。極めて微妙なバランスのうえに成り立っている生態系は、わずかな人為的作為によつてもそのバランスが崩れ、壊滅的ダメージを受ける。

このような微妙なバランスの上に存在している高尾山に、トンネルを掘ることで水脈を損傷したら、地下水位の低下は避けられず、根の浅い植物、特に実生木の成長は止まってしまう。現在自然林の成立している所でも、次世代の幼木の無い林に未来はない。

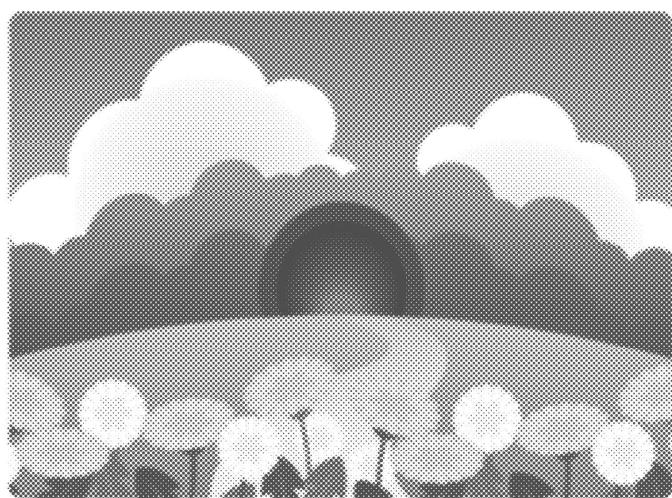
このように、自然豊かな山に槍を突き立て、地下水脈をズタズタに寸断し、排気ガスをまき散らすことでの高尾山のエコトープが悲劇的に変化を強いられるることは明らかである。

物質的な豊かさとは、やはり自然との共生の対局に立つ考え方だと思う。

私たち人間は、その自身をも含むエコトープを形成する主体として考え、行動する必要があるのではないか。本拙稿の最後に、「奄美自然の権利訴訟」での訴状の一説を掲げておきたい。

人間は、自然に対しできるかぎり、謙抑的でなければならず、原則的に保護し、例外的に利用するという原則に立たなければならない。この原則の法的表現が人間の原則的な自然保護の義務である。：自然のシステムとその過程とを破壊する人間の活動は原則的に違法であり、権利の行使とは認められず、法的な保護に値しな

いと考えるべきである。ここでは、人間の活動は他人の人性を侵害するが故に制約されるのではなく、自然環境を破壊するが故に違法なのである。



(2005.01)